

次の会議で出た意見と県基準(案)への反映の状況を次表に示す。

- ・令和5年6月22日 令和5年度栃木県環境審議会第2回気候変動部会
- ・令和5年8月7日 令和5年度第1回栃木県環境審議会

| 項 目 | 意 見 の 内 容 | 県基準(案)への反映の状況 |
|-------------|--|--|
| 基本的事項について | <p>促進事業の制度について理解を促すため、当該制度ができた背景や目的を記載すべき。</p> <p>制度に関わる市町、地域住民、事業者それぞれの役割と利点を記載することが望ましい。</p> <p>再生可能エネルギーと経済活動は、対岸関係にあると思われる。太陽光や水力でも小さいものはあまり影響がないと思われるが、数千kWや数万kWの太陽光発電所ではないのかと思われる。ゴルフ場跡地として中山間地域の景観を相当阻害した形での設置の問題が生じていると聞いている。八溝地域などでも相当多いだろうと。この規制を前提とした時に、大規模発電の開発にブレーキがかかるのか、または違う要素で規制をかけるのか。発電する側の当事者の立場では、特に太陽光発電の場合、どのような影響が出てくるのか懸念があれば教えていただきたい。</p> | <p>御意見を踏まえて「第1章 基本的事項」の「1 趣旨」において制度概要の説明を修正した。</p> |
| 県基準の対象について | <p>既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準を適用しないことを記載するに当たっては、県基準は適用されないが、国の基準は適用されるものと、伝わりやすく表現することが望ましい。</p> | <p>御意見を踏まえて次のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 基本的事項 <ul style="list-style-type: none"> 3 対象 <ul style="list-style-type: none"> (2)規模・設置形態等 全ての規模の施設を対象とします。ただし、既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや環境配慮事項を適用しません。国の基準のみが適用されます。 |
| 適用除外の記載について | <p>「適用除外」とは、「県基準の区域分けを適用しない」または「県基準の環境配慮事項の考慮を要しない」ことであると、伝わりやすく表現することが望ましい。</p> | <p>御意見を踏まえて次のとおり修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章 区域分け <ul style="list-style-type: none"> 3 適用除外 <ul style="list-style-type: none"> 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の |

| | | |
|-------------------|--|--|
| | | <p>発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分け（甲種農地を除く。）を適用しません。</p> <p>・第3章 環境配慮事項 2 適用除外 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。</p> |
| <p>環境配慮事項について</p> | <p>環境配慮事項の表は施設の種類ごとに分かれているため、見出しを設けて利便性を図ることが望ましい。</p> | <p>御意見を踏まえて「第3章 環境配慮事項」に見出しを追加した。</p> |
| | <p>以前、水力発電施設の設置に当たって設置場所の漁業権者に協議なく施設整備が進んだ例があるという。そうしたことを防ぐ基準にしてほしい。</p> | <p>御意見を踏まえて次のとおり記載を追加した。</p> <p>〔</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表3-1 太陽光発電施設を対象とする環境配慮事項「水の濁りによる影響に関する事項」 ・表3-3 水力発電施設を対象とする環境配慮事項「水の濁りによる影響に関する事項」「水の汚れ・富栄養化・溶存酸素量・水温による影響に関する事項」 ・表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項「水の汚れによる影響に関する事項」 <p>〕</p> <p>収集すべき情報 ：周辺水域の漁業権の設定状況</p> <p>収集方法 ：漁業権免許一覧 「事業計画認定」に当たっての留意事項 ：発電施設の排水先及び下流部に漁業権が設定された水面がある場合は、漁業権を有する漁業協同組合（連合会）</p> |

| | |
|--|--|
| | と調整し、必要な対策をとること |
| <p>バイオマス発電については原料の持ち込みがある点がほかの再エネ種から見て特徴的な点であり、配慮が必要なところと思うので、内容の検討をお願いしたい。</p> | <p>御意見を踏まえて次のとおり記載を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項「騒音による影響に関する事項」 「事業計画認定」に当たっての留意事項 ：原料の収集運搬時の車両運行に伴う騒音により生活環境に影響を及ぼさないこと ・表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項「大気質への影響に関する事項」 「事業計画認定」に当たっての留意事項 ：原料の収集運搬時の車両通行に伴う粉じんにより生活環境に影響を及ぼさないこと ・表3-5 バイオマス発電施設を対象とする環境配慮事項「悪臭による影響に関する事項」 「事業計画認定」に当たっての留意事項 ：原料の収集運搬時や受入れ施設から悪臭がもれ、住民等に不快感を与えることがないように対策すること |
| <p>環境配慮事項「硫化水素による影響」について、確かに硫化水素による影響事例が最も多いが、ほかにも、湯煙に対してクレームが発生した事例等聞いており、温泉井戸では可燃性天然ガス、二酸化炭素、硫酸ガス等が危険な場合もある。 書きすぎると複雑になってしまうため、「硫化水素ガス等」とするなど、ほかのガスにも注意を促す記載にしてはどうか。</p> | <p>御意見を踏まえて次のとおり追加及び修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項「硫化水素による影響に関する事項」 「事業計画認定」に当たっての留意事項 ：・発電設備等から生活環境への影響を予測し、住宅地から極力離れた場所に発電施設を設置すること ・探査に係る掘削や発電施設等から発生する硫化水素、蒸気及びその他のガスによる生活 |

| | 環境への影響を回避または極力低減すること |
|---|--|
| <p>温泉への影響に関する環境配慮事項の情報収集方法について、保健所が有する情報でわかることは、既存温泉の位置、深さ及び温度などで、不十分と思われるので、このほかに、温泉の情報が詳細にわかる資料で基準に記載できるものがあれば、記載してほしい。</p> | <p>御意見を踏まえて次のとおり追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表3-4 地熱発電施設を対象とする環境配慮事項「温泉への影響に関する事項」 収集方法 <ul style="list-style-type: none"> ：専門家等からの聞き取り、学術調査・学術論文 「区域設定」に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ：温泉が含まれる場合は、温泉と地熱貯留層の関係を調査し、県薬務課と調整の上、設定すること 「事業計画認定」に当たっての留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ：探査に係る掘削や発電施設の設置による温泉湧出量の減少、泉温の低下、泥水による温泉の濁り等が発生しないこと |